

令和6年第2回酒田市議会3月定例会提出案件

令和5年度分

- 報第1号 専決事項の報告について（損害賠償の額の決定）
- 議第2号 令和5年度酒田市一般会計補正予算（第11号）
- 議第3号 令和5年度酒田市定期航路事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第4号 令和5年度酒田市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 議第5号 令和5年度酒田市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第6号 令和5年度酒田市介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 議第7号 令和5年度酒田市駐車場事業特別会計補正予算（第2号）
- 議第8号 酒田市基金条例の一部改正について
- 議第9号 酒田市介護保険介護給付費準備基金条例の一部改正について
- 議第10号 酒田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について
- 議第11号 酒田市総合計画後期計画の変更について
- 議第12号 物品の取得について（教師用指導書（小学校及び中学校））
- 議第13号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議第14号 あらたに生じた土地の確認について（酒田港外港地区）
- 議第15号 字の区域の変更について（酒田港外港地区）
- 議第16号 公有水面埋立ての免許に係る意見について（酒田港外港地区）
- 議第17号 損害賠償の額の決定について

令和6年度分

- 議第18号 令和6年度酒田市一般会計予算
- 議第19号 令和6年度酒田市定期航路事業特別会計予算
- 議第20号 令和6年度酒田市国民健康保険特別会計予算
- 議第21号 令和6年度酒田市後期高齢者医療事業特別会計予算
- 議第22号 令和6年度酒田市介護保険特別会計予算
- 議第23号 令和6年度酒田市風力発電事業特別会計予算
- 議第24号 令和6年度酒田市駐車場事業特別会計予算
- 議第25号 令和6年度酒田市水道事業会計予算
- 議第26号 令和6年度酒田市下水道事業会計予算
- 議第27号 酒田市契約及び財産に関する条例の一部改正について
- 議第28号 地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第29号 酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について
- 議第30号 酒田市消防団に関する条例の一部改正について

- 議第 3 1 号 酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 議第 3 2 号 酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例の制定について
- 議第 3 3 号 酒田市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について
- 議第 3 4 号 酒田市犯罪被害者等支援条例の制定について
- 議第 3 5 号 酒田市手数料条例の一部改正について
- 議第 3 6 号 酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正について
- 議第 3 7 号 酒田市福祉型児童発達支援センター設置管理条例の一部改正について
- 議第 3 8 号 酒田市介護保険条例の一部改正について
- 議第 3 9 号 酒田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について
- 議第 4 0 号 酒田市企業立地促進条例の一部改正について
- 議第 4 1 号 酒田市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議第 4 2 号 酒田市都市公園条例及び酒田市公園条例の一部改正について
- 議第 4 3 号 生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議第 4 4 号 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構中期計画の認可について
- 議第 4 5 号 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（さかた海鮮市場）
- 議第 4 6 号 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（産直たわわ）
- 議第 4 7 号 重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（めんたま畑）
- 議第 4 8 号 酒田市教育委員会教育長の任命について
- 議第 4 9 号 酒田市監査委員の選任について
- 諮第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮第 2 号 人権擁護委員の候補者の推薦について
- 諮第 3 号 人権擁護委員の候補者の推薦について

報第 1 号

専決事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、損害賠償の額の決定について別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

市立第一中学校敷地内において、授業中に生徒が蹴ったボールが窓ガラスを割り、ガラスの破片が駐車中の車両に当たった事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものである。

専第 1 号

損害賠償の額の決定について

令和5年11月20日に市立第一中学校敷地内で発生した物損事故に関する損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月17日専決

酒田市長 矢口明子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
○○○○○○○○○○ ○○○○ (車両)	酒田市住吉町10番70号 市立第一中学校敷地内 柔剣道場脇駐車場	ボンネット、前後フェンダー、ドアミラー、前後ドア等損傷	423,962円

議第 8 号

酒田市基金条例の一部改正について

酒田市基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市基金条例の一部を改正する条例

酒田市基金条例（平成 1 7 年条例第 6 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号の表白崎資金調整基金の項を削る。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

所期の目的を達成したため、白崎資金調整基金を廃止するものである。

議第 9 号

酒田市介護保険介護給付費準備基金条例の一部改正について

酒田市介護保険介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市介護保険介護給付費準備基金条例の一部を改正する条例

酒田市介護保険介護給付費準備基金条例（平成 1 7 年条例第 1 2 4 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条中「第 1 1 5 条の 4 7」を「第 1 1 5 条の 4 9」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

介護保険法の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

議第 10 号

酒田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部改正について

酒田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例

酒田市県営土地改良事業分担金徴収条例（平成 17 年条例第 107 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「事業ごと」を「事業に応じ」に改める。

別表中

「

庄内砂丘地区農村地域防災減災事業	100 分の 2
備畑地区経営体育成基盤整備事業	100 分の 7.5
円能寺・沖地区経営体育成基盤整備事業	100 分の 7.5

」

を

「

円能寺・沖地区経営体育成基盤整備事業	100 分の 7.5
--------------------	------------

」

に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の酒田市県営土地改良事業分担金徴収条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、なお従前の例による。

(提案理由)

庄内砂丘地区農村地域防災減災事業及び備畑地区経営体育成基盤整備事業が完了したことに伴い、所要の改正を行うものである。

議第 1 1 号

酒田市総合計画後期計画の変更について

酒田市議会の議決事件に関する条例第 2 条の規定により、酒田市総合計画後期計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

(提案理由)

市長所信表明をもとに、酒田市総合計画後期計画の行政経営方針中「施策の戦略的展開」を変更することから、酒田市議会の議決事件に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものである。

別紙

酒田市総合計画後期計画の一部を次のように変更する。

3 行政経営方針中（3）施策の戦略的展開を次のように変更する。

酒田市が直面する多くの課題の主な原因は、急激な人口減少です。そこで、急激な人口減少をできる限り抑制しながら、豊かに安心して暮らせるまちを創るため、次の6項目を主な施策として展開します。

① 若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上

地方都市における人口減少は、若者、特に女性が仕事の選択肢を求めて都会へ流出していること（社会減）や若者の経済的基盤が弱いことなどにより、若者の結婚・出産が減少していること（自然減）が主な原因です。そこで、「日本一女性が働きやすいまち」の実現を目指しながら、若者が就きたいと思う仕事の創出と市民所得の向上を促します。特に、デジタル関連企業や再生可能エネルギー関連企業（洋上風力発電事業等）の集積に重点的に取り組むとともに、農林水産業の「稼ぐ力」の向上を促します。ローカルSDGsや域内経済好循環に向けた産業の構築を目指します。

② 庄内地域外需要（外貨）の獲得

生産年齢人口（15歳～64歳人口）の減少に伴う市内の消費（需要）減少を補完するため、外国人を含む観光客の誘客とビジネス需要の創出及び地域産品の移出・輸出を促します。特に、山居倉庫周辺エリアは、観光入込数が市内最多の山居倉庫や地域交流拠点を兼ね備えた移住者向け住宅「TOCHITO（とちと）」などが集積しているため、観光客の誘客及び移住者と市民の交流の拠点としていきます。

③ 「誰もが主役」となることができる共生社会の実現

職場や地域などあらゆる分野における担い手不足を緩和するため、若者・女性・高齢者・障がい者・外国人等を含むあらゆる市民が職場や地域活動に参画しやすい環境を整えます。また、市民が「社会への参画」と「家庭内のケア労働（家事・育児・介護等）」を両立できるよう、保育・介護等サービスなどの充実を図り、家庭内と地域全体のジェンダー平等意識の啓発を進め、共生社会を実現します。

④ 安心して暮らせる地域づくり

子育て・教育・医療・福祉・介護・防災・環境衛生・上下水道などあらゆる生活面において、人口が減少しても住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整えます。特に、地域の将来を担う子どもを縁（えにし）とした

「スクール・コミュニティ^{※1}」を拡充し、多様な連携・協働を実践することにより地域の活性化を図るとともに、「こどもまんなか社会^{※2}」を実現します。また、福祉総合相談窓口の設置による重層的な支援体制を整備するとともに、「地域包括ケアシステム」を推進します。

⑤ デジタル技術の活用

デジタル技術の活用による企業の生産性向上を促します。また、酒田市役所においてもデジタル技術を積極的に活用し、市職員と市民が接する時間の増加につなげるとともに、新たな発想で地域課題の解決を図ります。

⑥ 人口減少社会の市民の幸せ（ウェルビーイング）を実現する酒田市

酒田市単独ではなく、庄内地域を含めて「あるものを活かす」、「人を活かす」という発想で政策を立案・実施する酒田市役所を構築します。加えてこれまで以上に子ども・若者・女性・障がい者・高齢者・外国人等の意見を聴き、「市民の幸せ（ウェルビーイング）をどう実現するか」という視点に重点をおき、市民と協働・共創し、行動・実現する行政組織を目指します。

3 行政経営方針（4）健全な財政基盤の確保中「財政調整基金^{※2}」を「財政調整基金^{※3}」に変更する。

3 行政経営方針（5）健全な財政基盤の確保に向けた目標設定中「標準財政規模^{※3}」を「標準財政規模^{※4}」に、「臨時財政対策債^{※4}」を「臨時財政対策債^{※5}」に、「30億円^{※5}」を「30億円^{※6}」に変更する。

3 行政経営方針 注釈中※5を※6とし、※2から※4を1つずつ繰り下げ、※1の次に次の注釈を加える。

※2 こどもまんなか社会：常に子どもの最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会の真ん中に据えること。子どもの視点で、子どもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、子どもの権利を保障し、子どもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しする社会のこと。

議第12号

物品の取得について

本市は、小学校及び中学校の教師用指導書を購入するため、下記のとおり取得するものとする。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

記

- | | |
|----------|--|
| 1 取得の目的 | 教師用指導書（小学校及び中学校）の購入 |
| 2 取得物品 | 教師用指導書（小学校及び中学校） 約2,564冊 |
| 3 取得の方法 | 随意契約による取得 |
| 4 取得予定総額 | 4,653万9,240円（単価契約） |
| 5 取得の相手方 | 酒田市みずほ二丁目19番地の10
株式会社八文字屋みずほ八文字屋
店長 高橋和美 |

（提案理由）

小学校及び中学校の教師用指導書を取得するため、議会の議決を求めるものである。

議第 1 3 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項の規定により、飛島辺地及び日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更するものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

（提案理由）

飛島辺地及び日向辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更するため、議会の議決を求めるものである。

飛島辺地に係る総合整備計画書（第4次変更）

山形県酒田市飛島辺地

（辺地の人口 159人 面積2.7km²）

1 辺地の概況

- | | |
|-------------------|------------------|
| （1）辺地を構成する町又は字の名称 | 酒田市飛島字勝浦、字中村、字法木 |
| （2）辺地の中心の位置 | 酒田市飛島字勝浦甲69番地 |
| （3）辺地度数 | 186点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

飛島は酒田の北西約3.9kmの洋上に位置し、周囲約10.2km、面積2.7km²の孤島で、勝浦、中村、法木の3集落からなり、島民の多くは漁業と観光業により生計を立てている。

昭和30年に離島振興法の指定を受けてから、電気水道、教育、医療、定期航路等本土並みの社会資本、公共施設整備という観点から公共投資を行ってきた。その結果、住民生活の安全性・利便性・効率性は向上し、成果を上げてきている。

しかし、離島としての地理的条件の不利等から、人口の減少に歯止めをかけるに至っておらず、一層の産業振興や生活環境整備等を図っていかなければならない状況にある。

飛島の玄関口であるとびしまマリンプラザに、観光交流及び日常生活支援の拠点となる機能を整備し、観光産業の振興と日常生活の利便性の向上を図るとともに、施設内の雨漏りを修繕する必要がある。また、島民及び観光客の憩いの場として、島内散策の要所に休憩場所を整備する必要がある。

飛島の情報通信環境を改善するため、飛島と本土の間に海底光ファイバケーブルを整備することに伴い、通信事業者による超高速インターネット接続サービスの提供に不可欠な電気通信設備の整備を支援する必要がある。また、観光客の利便性や地域の防災力の向上を図るため、島内の観光及び防災の拠点に公衆無線LAN環境を整備する必要がある。

さらに、島民の安全で安定的な生活環境を保持するために欠かせない飛島簡易水道の施設については、老朽化の進行により更新が必要となっている。併せて、耐震性を有する施設整備を図ることにより、災害に強いライフラインの構築を目指す必要がある。

以上のことから、下記のとおり整備計画を策定するものである。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更前）

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーションに関する施設						
・飛島海の拠点整備事業	酒田市	104,104	0	104,104	103,900	
・飛島地区ポケットパーク整備事業	酒田市	48,560	4,266	44,294	44,100	
・とびしまマリンプラザ管理運営事業	酒田市	6,955	0	6,955	6,900	
電気通信に関する施設						
・飛島情報通信基盤整備事業	酒田市	30,140	3,456	26,684	26,300	
・飛島地区無線LAN環境整備事業	酒田市	1,889	0	1,889	1,800	
飲用水供給施設						
・飛島簡易水道施設更新事業	酒田市	418,940	209,400	209,540	209,400	
合計		610,588	217,122	393,466	392,400	

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更後）

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーションに関する施設						
・飛島海の拠点整備事業	酒田市	104,104	0	104,104	103,900	事業費増額
・飛島地区ポケットパーク整備事業	酒田市	48,560	4,266	44,294	44,100	
・とびしまマリンプラザ管理運営事業	酒田市	7,535	0	7,535	7,500	
電気通信に関する施設						
・飛島情報通信基盤整備事業	酒田市	30,140	3,456	26,684	26,300	
・飛島地区無線LAN環境整備事業	酒田市	1,889	0	1,889	1,800	
飲用水供給施設						
・飛島簡易水道施設更新事業	酒田市	418,940	209,400	209,540	209,400	
合計		611,168	217,122	394,046	393,000	

日向辺地に係る総合整備計画書（第2次変更）

山形県酒田市日向辺地
(辺地の人口 164人 面積1.8km²)

1 辺地の概況

- | | |
|--------------------|---------------------|
| (1) 辺地を構成する町又は字の名称 | 酒田市升田、草津字湯ノ台、草津字藤平台 |
| (2) 辺地の中心の位置 | 酒田市升田字野向2番地の3 |
| (3) 辺地度点数 | 292点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

日向辺地は、市街地より約2.7km、中学校のある八幡地域の中心地、観音寺より約1.2km東北東に位置し、日向川の流域に集落をなす升田と鳥海山麓の開拓地である大台野と湯ノ台の3つの集落で構成されている。

この地域は、特別豪雪地帯に指定されているように、冬期間の積雪、寒冷等により住民生活、産業等あらゆる分野において支障があることから、一層の産業振興や生活環境整備等を図っていかねばならない状況にある。

鳥海高原地区の観光施設については、各施設に給水している専用水道の設備が老朽化しており、更新を行う必要がある。また、経年劣化している高圧変電設備の更新及び浴室の改修を行う必要がある。さらに、湯ノ台温泉鳥海山荘に設置している空調機器が老朽化により故障したため、更新を行う必要がある。

以上のことから、下記のとおり整備計画を策定するものである。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更前）

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーションに関する施設 ・鳥海高原観光レクリエーション地区給水施設配水池水位計更新事業 ・鳥海高原地区観光施設高圧変電設備更新・浴室改修事業	酒田市	1,874	0	1,874	1,800	
	酒田市	9,115	0	9,115	9,100	
合計		10,989	0	10,989	10,900	

令和3年度から令和7年度までの5年間（変更後）

（単位：千円）

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額	備考
			特定財源	一般財源		
観光又はレクリエーションに関する施設 ・鳥海高原観光レクリエーション地区給水施設配水池水位計更新事業 ・鳥海高原地区観光施設高圧変電設備更新・浴室改修事業 ・鳥海山荘空調更新事業	酒田市	1,874	0	1,874	1,800	
	酒田市	9,115	0	9,115	9,100	
	酒田市	4,917	0	4,917	4,900	追加
合計		15,906	0	15,906	15,800	

議第14号

あらたに生じた土地の確認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、別紙調書のとおり、本市の区域内にあらたに生じた土地を確認する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

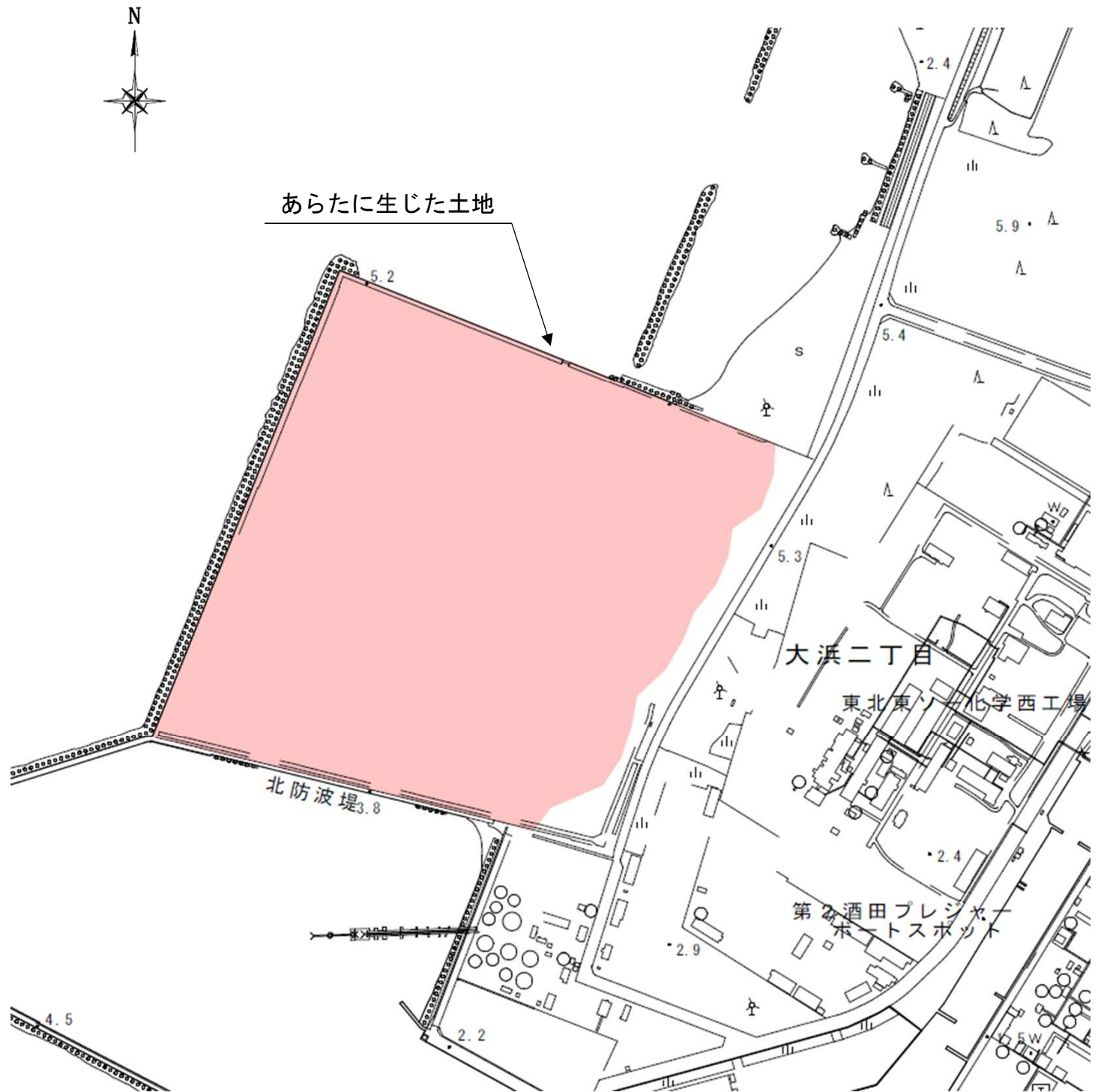
（提案理由）

酒田港外港地区の公有水面埋立工事の竣功により、あらたに土地が生じたので、これを確認しようとするものである。

確 認 調 書

- 1 土地の所在 酒田市大浜二丁目189番4に接する無番地並びに同188番、同246番1、同246番3、同市新町字光ヶ丘119番3及び同119番7に接する国有海浜地の地先公有水面埋立地
- 2 面 積 343,155.05平方メートル

あらたに生じた土地の確認について（酒田港外港地区） 位置図



議第15号

字の区域の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、本市の字の区域を別紙調書のとおり変更するものとする。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

酒田港外港地区の公有水面の埋立てにより生じた土地等を隣接する字の区域に編入しようとするものである。

変 更 調 書

- 1 酒田市大浜二丁目 1 8 9 番 4 に接する無番地並びに同 1 8 8 番、同 2 4 6 番 1、同 2 4 6 番 3、同市新町字光ヶ丘 1 1 9 番 3 及び同 1 1 9 番 7 に接する国有海浜地の地先公有水面埋立地の全部を大浜二丁目に編入する。
- 2 酒田市大浜二丁目 1 8 9 番 4 に接する無番地、同 1 8 8 番、同 2 4 6 番 1、同 2 4 6 番 3 及び同市新町字光ヶ丘 1 1 9 番 3 から 1 1 9 番 7 までに隣接する国有海浜地の一部を大浜二丁目に編入する。

議第16号

公有水面埋立ての免許に係る意見について

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の公有水面埋立ての免許について、酒田港港湾管理者の長山形県知事から意見を徴されたので、これに異議のない旨の意見書を提出するものとする。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

1 位置

別紙のとおり

2 面積

115,746.12平方メートル

3 埋立地の用途

作業基地用地

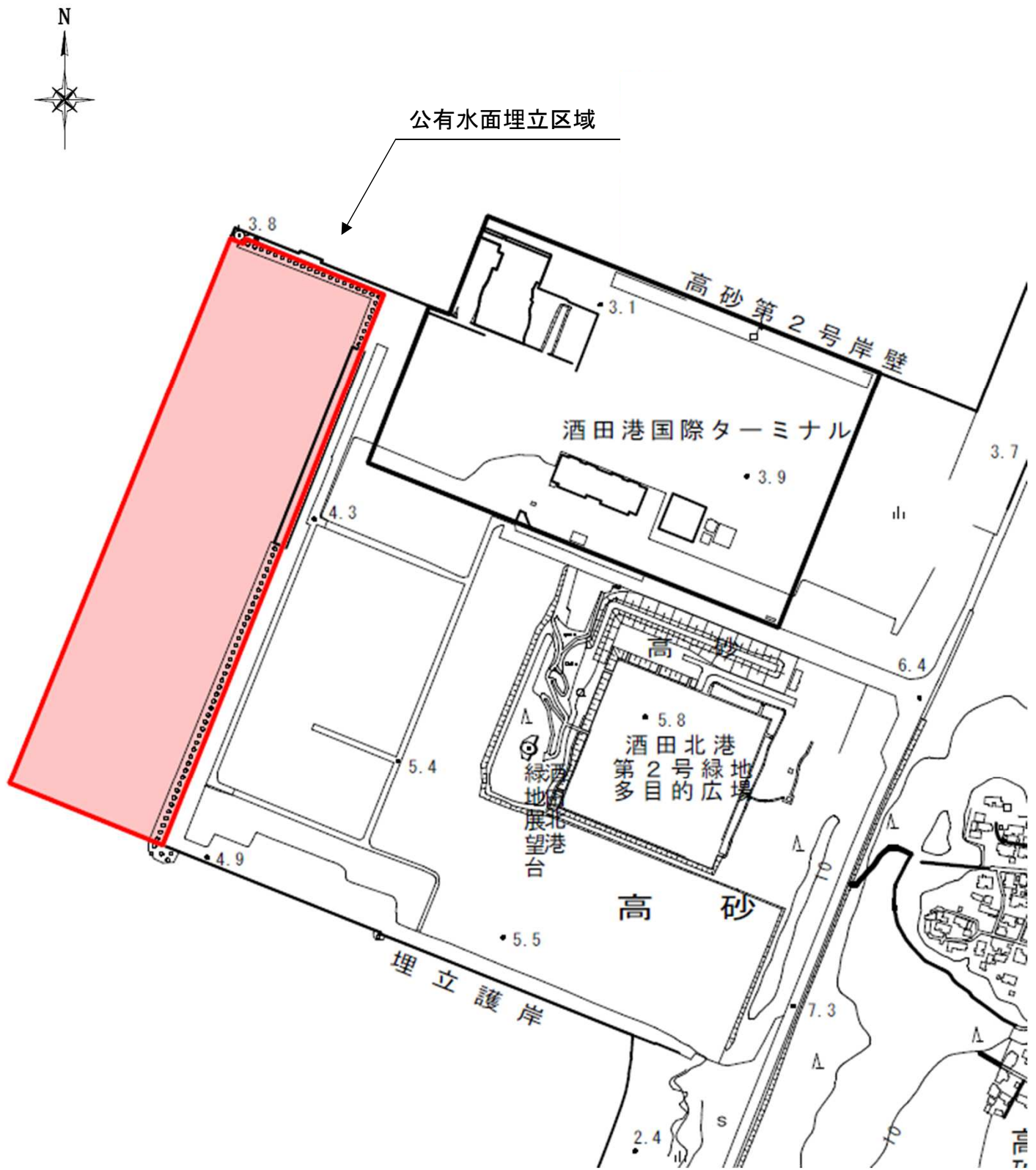
4 免許出願年月日

令和6年1月23日

（提案理由）

公有水面埋立ての免許について意見書を提出するにあたり、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、議会の議決を求めるものである。

公有水面埋立ての免許に係る意見について（酒田港外港地区） 位置図



議第17号

損害賠償の額の決定について

令和3年12月8日に酒田市浜田二丁目地内で発生した道路舗装の亀裂による自転車転倒事故に関し、次のとおり損害賠償の額を決定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

被害者及び被害物件	事故発生場所	被害状況	損害賠償金額
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇 〇 〇 〇 (受傷)	市道下安町一番町線 酒田市浜田二丁目地内	外傷性歯牙亜脱臼・歯槽骨骨折2本、歯冠破折1本、オトガイ部裂創	1,391,856円

(提案理由)

損害賠償の額を決定するため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求めるものである。

議第 27 号

酒田市契約及び財産に関する条例の一部改正について

酒田市契約及び財産に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市契約及び財産に関する条例の一部を改正する条例

酒田市契約及び財産に関する条例（平成 17 年条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

別表中「この表に定めのないものについては、市長が別に定める額」を削り、同表に備考として次のように加える。

備考

- 1 使用料（消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものを除く。以下同じ。）の額は、この表により算定した額に 1.1 を乗じて得た額とする（別に定めるところにより、同法の規定による消費税の額及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の額に相当する額を加算する定めのあるものを除く。）。ただし、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合の使用料の額は、各年度における使用の期間毎に算定した額に 1.1 を乗じて得た額とする。
- 2 この表に定めのないものについては、市長が別に定める額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の酒田市契約及び財産に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用の期間に係る使用料について適用し、同日前の使用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税の対象となる行政財産の目的外使用に対し、消費税相当額を加算するため、所要の改正を行うものである。

議第 28 号

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(酒田市監査委員条例の一部改正)

第 1 条 酒田市監査委員条例（平成 17 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 3 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 3 項」に改める。

(酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第 2 条 酒田市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成 17 年条例第 171 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中「第 243 条の 2 の 2 第 8 項」を「第 243 条の 2 の 8 第 8 項」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(提案理由)

地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、関係条例を整理するものである。

議第 29 号

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市特別職の職員の給与等に関する条例（平成 17 年条例第 46 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 3 項を削る。

別表第 3 中

「

消防団員	年額 126,000 円以内で市長が定める額
------	------------------------

」

を

「

消防団員	年報酬 年額 140,000 円以内で市長が定める額
	出動報酬 日額 8,000 円以内で市長が定める額

」

に改め、同表備考を次のように改める。

備考

- この表の投票所の投票管理者から期日前投票所の投票立会人までの項の日額の報酬額は、投票所の投票管理者及び投票所の投票立会人については 13 時間を、期日前投票所の投票管理者及び期日前投票所の投票立会人については 11 時間 30 分（以下これらの時間を「投票所等の日額

の従事時間」という。)を従事した場合に支給する。

- 2 投票所又は期日前投票所において実際に従事する時間が投票所等の日額の従事時間に満たない場合の報酬額は、この表に定める報酬額に実際に従事する時間を通じ、これを投票所等の日額の従事時間で除して得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の酒田市特別職の職員の給与等に関する条例別表第3備考の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示又は公示される選挙について適用し、この条例の施行の前日にその期日を告示又は公示された選挙については、なお従前の例による。

(提案理由)

消防団員の報酬を増額するとともに、選挙における投票所の閉鎖時刻の繰上げを行うに当たり、投票管理者及び投票立会人の報酬額について従事時間に応じた報酬額に変更するため、所要の改正を行うものである。

議第30号

酒田市消防団に関する条例の一部改正について

酒田市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市消防団に関する条例の一部を改正する条例

酒田市消防団に関する条例（平成17年条例第177号）の一部を次のように改正する。

第3条中「1,900人以内」を「1,650人」に改める。

第4条第1号中「年齢満18年以上の」を「勤務し、又は通学する」に改め、同条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 年齢18歳以上70歳未満の者。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。

第7条第4号を次のように改める。

(4) 第4条第1号の要件を満たさなくなったとき。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

消防団員の定数、入団資格等を改めるため、所要の改正を行うものである。

議第 3 1 号

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

酒田市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 2 7 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 2 号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第 1 9 条第 8 号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第 1 9 条第 8 号に規定する利用特定個人情報をいう。

第 4 条第 1 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第 3 項中「法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）の施行の日から施行する。

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うものである。

議第 3 2 号

酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例の制定について

酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

酒田市文化資料館光丘文庫設置管理条例

(設置)

第 1 条 酒田の歴史及び文化に関する資料並びに特定歴史公文書（酒田市公文書等の管理に関する条例（令和 3 年条例第 3 号）第 2 条第 4 号に規定する特定歴史公文書をいう。以下同じ。）を市民の利用に供することにより、本市の歴史及び文化の継承、市民の教養の向上並びに学術及び文化の発展に寄与するとともに、特定歴史公文書の適切な保存及び利用を図るため、酒田市文化資料館光丘文庫（以下「文化資料館」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 文化資料館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 名称 酒田市文化資料館光丘文庫
- (2) 位置 酒田市中心西町 2 番 5 9 号

(業務)

第 3 条 文化資料館は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 酒田の歴史及び文化に関する資料の収集、保管、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務
- (2) 酒田の歴史及び文化の普及活動並びに調査及び研究に関する業務
- (3) 旧財団法人光丘文庫の所蔵資料の保存及び閲覧利用並びに相談に関する業務
- (4) 埋蔵文化財（文化財保護法（昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号）第 9 2 条第 1 項に規定する埋蔵文化財をいう。以下同じ。）の調査、保護、展示及び閲覧利用並びに相談に関する業務

(5) 特定歴史公文書の保存及び利用に関する業務

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 特定歴史公文書の利用等については、酒田市公文書等の管理に関する条例の定めるところによる。

(開館時間及び休館日)

第4条 文化資料館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めたときは、開館時間を変更し、又は臨時に休館し、若しくは開館することができる。

開館時間	休館日
午前9時から午後4時30分まで	(1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあたる場合は、当該休日以後の直近の休日でない日） (2) 12月29日から翌年1月3日までの日

(職員)

第5条 文化資料館に館長及び必要な職員を置く。

(酒田市文化資料館協議会)

第6条 文化資料館の円滑な運営を図るため、酒田市文化資料館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

(1) 文化資料館の設備の整備に関すること。

(2) 文化資料館の業務の実施及び展示の企画に関すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、文化資料館の円滑な運営を図るために必要と認められること。

(組織)

第7条 協議会の委員の人数は10人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学校教育関係者

(2) 社会教育関係者

(3) 学識経験を有する者

(任期)

第8条 協議会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第9条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、協議会の会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第10条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。ただし、会長が選出される前に開催される会議は、市長が招集する。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、企画部において処理する。

(入館料)

第12条 文化資料館の入館料は、無料とする。

(損害賠償)

第13条 入館者又は文化資料館の資料（第3条第1項第1号及び第3号に掲げる資料、埋蔵文化財並びに特定歴史公文書をいう。以下同じ。）の使用者は、故意又は過失によって文化資料館の施設、設備及び資料を毀損し、汚損し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を市に賠償しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、災害等のやむを得ない事由があると認める場合は、当該賠償を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項及び附則第3項の規定 公布の日

(2) 附則第4項の規定 令和6年4月1日

(準備行為)

2 第6条の規定による協議会の設置及び第7条の規定による委員の委嘱並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(酒田市立資料館協議会の委員の任期の特例)

3 この条例の施行の際、現に酒田市立資料館設置管理条例（平成17年条例第198号）第7条の規定により委嘱されている酒田市立資料館協議会の委

員の任期は、同条例第 8 条の規定にかかわらず、令和 6 年 3 月 31 日までとする。

(酒田市立資料館設置管理条例の廃止)

4 酒田市立資料館設置管理条例は、廃止する。

(酒田市総合文化センター設置条例の一部改正)

5 酒田市総合文化センター設置条例（平成 17 年条例第 182 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条に次の 1 号を加える。

(5) 酒田市文化資料館光丘文庫

(提案理由)

酒田市総合文化センター内に酒田市文化資料館光丘文庫を設置するため、設置管理条例の制定並びに関係条例の廃止及び改正を行うものである。

議第 33 号

酒田市コミュニティセンター設置管理条例の一部改正について

酒田市コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市コミュニティセンター設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市コミュニティセンター設置管理条例（平成 17 年条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表中

「
酒田市相沢字鶴牧 56 番地
」

を
「
酒田市相沢字鶴牧 6 番地
」

に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

酒田市内郷コミュニティセンターを移転するため、所要の改正を行うものである。

議第34号

酒田市犯罪被害者等支援条例の制定について

酒田市犯罪被害者等支援条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市犯罪被害者等支援条例

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）の趣旨にのっとり、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減に向けた取組を推進し、もって犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 二次的被害 犯罪等により直接的な被害を受けた後に、周囲の理解又は配慮に欠ける言動、偏見による誹謗中傷等により犯罪被害者等が受けるプライバシーの侵害、精神的な苦痛、心身の不調、経済的な損失その他の被害をいう。
- (4) 関係機関等 国、他の地方公共団体その他の関係機関及び犯罪被害者等の支援を行う民間の団体（以下「民間支援団体」という。）その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、通学し、又は通勤する個人及びそれに準ずる

者並びにそれらの者が市内において組織する団体をいう。

(6) 事業者 市内に事務所若しくは事業所を有し、又は市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう適切に行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われなければならない。

3 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間において、必要な支援が途切れることなく行われるとともに、二次的被害の防止に配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を実施する責務を有する。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、犯罪被害者等の支援が円滑に行われるよう、関係機関等と連携し、及び協力するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性についての理解を深め、その事業活動において犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう十分に配慮するとともに、市及び関係機関等が実施する犯罪被害者等の支援に関する施策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分に配慮するよう努めなければならない。

(総合支援窓口の設置)

第7条 市は、この条例に定める支援を総合的に実施するために窓口を設置する。

(総合的支援体制の整備)

第8条 市は、関係機関等と緊密に連携し、及び協力して犯罪被害者等の支援を円滑かつ総合的に行うための体制を整備するよう努めるものとする。

(二次的被害及び再被害の防止)

第9条 市は、犯罪被害者等が二次的被害を受けることのないよう、犯罪被害者等のプライバシー及び名誉の保護に努めるものとする。

2 市は、犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることのないよう、犯罪被害者等の個人情報の保護に努めるとともに、関係機関等と協力して犯罪被害者等の安全の確保に努めるものとする。

(日常生活等の支援)

第10条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、犯罪被害者等が直面している問題について相談に応じ、犯罪被害者等に対し情報の提供その他必要な支援を行うとともに、関係機関等との連絡及び調整を行うものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第11条 市は、犯罪被害者等が犯罪等により心身に受けた影響から回復することができるよう、犯罪被害者等に対し、保健医療サービス及び福祉サービスの提供その他必要な支援を行うものとする。

(居住の安定に関する支援)

第12条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、犯罪被害者等に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(経済的負担の軽減)

第13条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対し、経済的な支援制度に関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等以外の犯罪被害者等の支援)

第14条 市は、市民等以外の者が市内において発生した犯罪等により被害を受けた場合には、その者が住所を有し、又は居住する地方公共団体において適切な支援を受けることができるよう、情報の提供その他必要な措置を行うものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第15条 市は、民間支援団体の活動の促進を図るため、民間支援団体に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

(市民等及び事業者の理解の増進)

第16条 市は、犯罪被害者等の置かれている状況、二次的被害の発生の防止の重要性その他犯罪被害者等の支援の必要性等について市民等及び事業者が理解を深めることができるよう、広報及び啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(支援の制限)

第17条 市は、犯罪被害者等が犯罪等を誘発した場合その他犯罪被害者等への支援を行うことが社会通念上適切でない認められる場合は、この条例に定める犯罪被害者等への支援を行わないことができる。

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、犯罪被害者等の支援に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

犯罪被害者等の支援に関する施策の基本となる事項を定めるため、新たに条例を制定するものである。

議第 35 号

酒田市手数料条例の一部改正について

酒田市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市手数料条例の一部を改正する条例

酒田市手数料条例（平成 17 年条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カード（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 22 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 12 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備（公的個人認証法第 35 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。）を用いて、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）を利用して交付を申請し、交付を受ける場合における手数料は、免除しない。

別表第 1 中

「

戸籍法第 10 条第 1 項、第 10 条の 2 第 1 項から第 5 項まで若しくは第 126 条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付	戸籍手数料	1 通につき 450 円
---	-------	-----------------

又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付		
---	--	--

を

「

戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	戸籍手数料	1通につき 450円（多機能端末機を利用して交付を申請し、交付を受ける場合においては、1通につき350円）
--	-------	--

に改める。

別表第2中

「

住民票の写しの交付	400円
-----------	------

を

「

住民票の写しの交付	400円（多機能端末機を利用して交付を申請し、交付を受ける場合においては300円）
-----------	---

に、

「

戸籍の付票の写しの交付	400円
-------------	------

を

「

戸籍の附票の写しの交付	400円（多機能端末機を利用して交付を申請し、交付を受ける場合においては300円）
-------------	---

に、

印鑑登録証明書の交付	400円
所得に関する証明書の交付	400円

を

印鑑登録証明書の交付	400円（多機能端末機を利用して交付を申請し、交付を受ける場合にあっては300円）
所得に関する証明書の交付	400円（多機能端末機を利用して交付を申請し、交付を受ける場合にあっては300円）

に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

コンビニエンスストア等に設置された多機能端末機による証明書の交付手数料を引き下げ、多機能端末機を用いて証明書の交付を受ける場合の手数料を減免の対象から除外することを定めるため、所要の改正を行うものである。

議第36号

酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部改正について

酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例の一部を改正する条例

酒田市障がいのある人もない人も共に生きるまちづくり条例（令和2年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「するよう努めなければならない」を「しなければならない」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正により、事業者による障がいのある人への合理的な配慮の提供が義務化されることに伴い、所要の改正を行うものである。

議第37号

酒田市福祉型児童発達支援センター設置管理条例の一部改正について

酒田市福祉型児童発達支援センター設置管理条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市福祉型児童発達支援センター設置管理条例の一部を改正する条例

酒田市福祉型児童発達支援センター設置管理条例（平成17年条例第137号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

酒田市児童発達支援センター設置管理条例

第1条中「第35条第3項」を「第43条」に、「児童福祉施設としての福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第2条中「福祉型児童発達支援センター」を「児童発達支援センター」に改める。

第3条第2号中「第6条の2の2第5項」を「第6条の2の2第4項」に改め、同条第3号中「第6条の2の2第6項」を「第6条の2の2第5項」に改め、同条第4号中「第6条の2の2第7項」を「第6条の2の2第6項」に改め、同条第5号中「第5条第19項に規定する基本相談支援」を「第5条第18項に規定する特定相談支援事業」に改め、同条中第6号及び第7号を削り、第8号を第6号とする。

第4条の見出しを「（開園時間）」に改め、同条第1項中「指導時間」を「開園時間」に、「午前8時30分から午後5時15分まで」を「午前7時30分から午後6時30分まで」に改め、同条第2項中「指導時間」を「開園

時間」に、「による通園に要する」を「を利用する」に改める。

第8条中「はまなし学園」を「第3条第1号に掲げる業務の1日当たり」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法の一部改正による児童発達支援センターの類型の一元化及び保護者の就労支援を目的とした預かり時間延長のため、所要の改正を行うものである。

議第38号

酒田市介護保険条例の一部改正について

酒田市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市介護保険条例の一部を改正する条例

酒田市介護保険条例（平成17年条例第123号）の一部を次のように改正する。

第2条中「（以下「認定審査会」という。）」を削る。

第2条の2第1項中「紙おむつ購入費等」を「紙おむつ等購入費」に改める。

第3条中「介護給付等対象サービス等」を「介護給付等対象サービス」に改める。

第4条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「42,108円」を「38,064円」に改め、同項第2号中「53,592円」を「47,856円」に改め、同項第3号中「57,420円」を「52,008円」に改め、同項第4号中「72,732円」を「71,592円」に改め、同項第5号中「76,560円」を「75,360円」に改め、同項第6号中「91,872円」を「90,432円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第7号中「99,528円」を「97,968円」に改め、同号イ中「又は第9号イ」を「、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第8号中「114,840円」を「113,040円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イ」に改め、同項第10号中「145,464円」を「180,864円」に改め、同号を同項

第13号とし、同項第9号中「130, 152円」を「128, 112円」に改め、同号ア中「400万円」を「420万円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第11号イ又は第12号イ」を加え、同号の次に次の3号を加える。

(10) 次のいずれかに該当する者 143, 184円

ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 158, 256円

ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。））又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 173, 328円

ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ（1）に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

第4条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「26, 796円」を「25, 248円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「26, 796円」を「25, 248円」に、「34, 452円」を「32, 784円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「26, 796円」を「25, 248円」に、「53, 592円」を「51, 624円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の酒田市介護保険条例第4条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

第9期介護保険事業計画の介護サービスの見込量に基づく介護保険料の改定、介護保険法施行令の一部改正に伴う保険料算定のための合計所得金額の計算方法の変更など、所要の改正を行うものである。

議第 39 号

酒田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

酒田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和 6 年 2 月 21 日提出

酒田市長 矢口 明子

酒田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

酒田市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（平成 30 年条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 4 項中「地域包括支援センター」の次に「（以下「地域包括支援センター」という。）」を加える。

第 5 条第 2 項中「利用者の数が 35」を「利用者の数（当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第 115 条の 23 第 3 項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援（法第 58 条第 1 項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第 16 条第 26 号において同じ。）を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に 3 分の 1 を乗じた数を加えた数。次項において同じ。）が 44」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会（昭和 34 年 1 月 1 日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。）が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居

宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第6条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第7条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項各号列記以外の部分中「第7項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、電磁的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第16条第2号の次に次の2号を加える。

(2)の2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘

束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2)の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第16条第13号の2中「主治の医師若しくは歯科医師」を「主治の医師等」に改め、同条第14号イを同号ウとし、同号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも2月に1回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

(i) 利用者の心身の状況が安定していること。

(ii) 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

(iii) 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第16条第26号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第25条第1項中「重要事項」の次に「（以下この条において単に「重要事項」という。）」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第32条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第16条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第34条第1項中「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（提案理由）

厚生労働省が定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受けた場合の従業員の員数を定める内容を加えるなど、所要の改正を行うものである。

議第40号

酒田市企業立地促進条例の一部改正について

酒田市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市企業立地促進条例の一部を改正する条例

酒田市企業立地促進条例（平成17年条例第83号）の一部を次のように改正する。

第4条の見出しを「（助成金の交付対象等）」に改め、同条第1項中「助成金の」の次に「交付対象は、労働者に支払う賃金が規則で定める水準以上である企業者とし、その」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の酒田市企業立地促進条例の規定は、この条例の施行の日以後に工場等又は事業所の操業を開始した企業者について適用し、同日前に工場等又は事業所の操業を開始した企業者については、なお従前の例による。

（提案理由）

用地取得助成金の交付要件に労働者の賃金水準を追加するため、所要の改正を行うものである。

議第41号

酒田市道路占用料徴収条例の一部改正について

酒田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

酒田市道路占用料徴収条例（平成17年条例第154号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満の占有に係る占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該道路を占有させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が100円に満たない場合にあっては100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）の合計額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の酒田市道路占用料徴収条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税の対象となる1月未満の道路の占用に対し、消費税相当額を加算するため、所要の改正を行うものである。

議第42号

酒田市都市公園条例及び酒田市公園条例の一部改正について

酒田市都市公園条例及び酒田市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

酒田市都市公園条例及び酒田市公園条例の一部を改正する条例

(酒田市都市公園条例の一部改正)

第1条 酒田市都市公園条例(平成17年条例第165号)の一部を次のように改正する。

別表第2(2)占用の表備考中9を10とし、同表備考8中「1件」を「前項の規定にかかわらず、1件」に、「、これを」を「これを」に、「、その端数金額」を「これ」に改め、同表備考中8を9とし、7の次に次のように加える。

8 占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表第2(2)占用に定める額により算定した額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該公園を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該公園を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たな

い場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)の合計額とする。

別表第2 (3) その他の使用の表備考3を次のように改める。

- 3 使用料の額は、別表第2 (3) その他の使用に定める額により算定した額に、当該使用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該公園を使用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。ただし、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、各年度における使用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該公園を使用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)の合計額とする。

(酒田市公園条例の一部改正)

第2条 酒田市公園条例(平成17年条例第166号)の一部を次のように改正する。

別表(1) 占用の表備考中9を10とし、同表備考8中「1件」を「前項の規定にかかわらず、1件」に、「その端数金額」を「これ」に改め、同表備考中8を9とし、7の次に次のように加える。

- 8 占用の期間が1月未満の場合の占用料の額は、別表(1) 占用に定める額により算定した額に、当該占用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該公園を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額(その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合は、各年度における占用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該公園を占用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当

該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）の合計額とする。

別表（2） その他の使用の表備考3を次のように改める。

- 3 使用料の額は、別表（2） その他の使用に定める額により算定した額に、当該使用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該公園を使用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）とする。ただし、当該使用の期間が翌年度以降にわたる場合は、各年度における使用の期間に相当する期間を同表の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に、当該各年度において当該公園を使用させることにつき課されるべき消費税に相当する額及び当該課されるべき消費税の額を課税標準として課されるべき地方消費税に相当する額の合計額を加えた額（その額が100円に満たない場合にあってはこれを100円とし、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。）の合計額とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
（酒田市都市公園条例の一部改正に伴う適用区分）
- 2 この条例による改正後の酒田市都市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料及び使用の期間に係る使用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料及び使用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。
（酒田市公園条例の一部改正に伴う適用区分）
- 3 この条例による改正後の酒田市公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の占用の期間に係る占用料及び使用の期間に係る使用料について適用し、同日前の占用の期間に係る占用料及び使用の期間に係る使用料については、なお従前の例による。

(提案理由)

消費税の対象となる1月未満の公園の占有及び公園の使用に対し、消費税相当額を加算するため、所要の改正を行うものである。

議第43号

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行
に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する
法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(酒田市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 酒田市水道事業給水条例(平成20年条例第28号)の一部を次のよ
うに改正する。

第5条、第40条第2項ただし書及び第43条第1号中「厚生労働省令」
を「国土交通省令」に改める。

(酒田市大台野飲雑用水供給施設設置管理条例の一部改正)

第2条 酒田市大台野飲雑用水供給施設設置管理条例(平成23年条例第7号)
の一部を次のように改正する。

第4条第1項及び第40条第1項ただし書中「厚生労働省令」を「国土交
通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(提案理由)

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行
に伴い、関係条例を整理するものである。

議第44号

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構中期計画の認可について

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第26条第1項の規定により、地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が中期目標を達成するための計画を別冊のとおり作成したので、これを認可するものとする。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

（提案理由）

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構が作成した中期目標を達成するための計画を認可することについて、地方独立行政法人法第83条第3項の規定により、議会の議決を求めるものである。

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

第 5 期 中 期 計 画

(案)



令 和 6 年 3 月

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

目 次

第 1	中期計画の期間	1
第 2	住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	1
1	医療機能の分化・連携の推進	2
2	持続的・安定的な医療の提供及び医療水準の向上	2
3	患者・住民の満足度の向上	8
4	法令等の遵守と情報公開の推進	9
5	医療安全対策の充実・強化	9
第 3	業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	9
1	組織マネジメントの強化、災害発生時の業務継続性の確保	9
2	診療体制の適正化、人員配置の弾力的運用	9
3	業務の効率化、職員の意欲向上	9
4	経営基盤の安定化	10
第 4	予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画	10
第 5	短期借入金の限度額	11
1	限度額	11
2	想定される短期借入金の発生理由	11
第 6	出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	11
第 7	重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	11
第 8	剰余金の使途	11
第 9	料金に関する事項	11
1	使用料及び手数料	11
2	使用料及び手数料の減免	11
第 10	その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項	12
別表 1	予算	13
別表 2	収支計画	14
別表 3	資金計画	15
別表 4	中期計画期間に係る医療機器・施設整備に関する計画 移行前地方債償還債務、長期借入金	16

第1 中期計画の期間

中期計画の期間は、令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構は、基本理念のもと、地域完結型医療の実現を目指し、日本海総合病院及び日本海酒田リハビリテーション病院並びに日本海八幡クリニック、升田診療所、青沢診療所、松山診療所、地見興屋診療所及び飛島診療所（以下「日本海八幡クリニック等診療所」という。）の効率的かつ効果的な業務運営に努める。

また、今後の医療ニーズの変化に対応するため、地域の医療機関等との機能分担・連携の推進等において、診療機能や病床規模の適正化等、地域の医療提供体制の見直し等を図る場合は、設立団体と協議しながら適切に行う。

（地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構 基本理念）

思いやりの心を大切にします。

質の向上に努め、安全な医療を提供します。

地域との連携を促進し、住民の健康と福祉の向上を目指します。

持続可能な病院経営を通して、地域に貢献します。

1 医療機能の分化・連携の推進

山形県地域医療構想の方向性を踏まえ、庄内地域の中核的な医療機関として、地域医療連携推進法人「日本海ヘルスケアネット」への参画等により地域の医療機関等との機能分担・連携を推進し、地域医療構想の達成と地域包括ケアシステムの構築に資する役割を担う。

2 持続的・安定的な医療の提供及び医療水準の向上

(1) 高度専門医療・回復期医療等の充実・強化

① 日本海総合病院は、庄内二次医療圏の中核的な医療機関として、ハイブリッド手術室の活用、ロボット支援手術や放射線治療の充実等、急性期医療及び高度専門医療の適切な提供に取り組む。

入退院支援センターの活用や診療情報の共有化等により、地域の他の医療機関や介護施設と連携し、入院から退院後の在宅や介護施設への移行の円滑化を図り、地域完結型の医療の実現を目指す。

◆日本海総合病院(令和6年4月1日現在)

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
許可病床数	一般病床	626 床	586 床	586 床	586 床
	病床廃止	△40 床	-	-	-
	感染症病床	4 床	4 床	4 床	4 床
	合計	590 床	590 床	590 床	590 床
一般病床の 機能別内訳	高度急性期	123 床	123 床	123 床	123 床
	急性期	463 床	463 床	463 床	463 床
	休床	-	-	-	-
	合計	586 床	586 床	586 床	586 床
診療機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・救命救急センター(ICU、HCU) ・地域医療支援病院 ・地域がん診療連携拠点病院 ・災害拠点病院 ・へき地医療拠点病院 ・認知症疾患医療センター ・臨床研修病院 <p style="text-align: right;">など</p>				

(注) 許可病床数については、病床規模の適正化等により変更する場合がある。

(注) 一般病床の機能別内訳は中期計画策定時点での見込みであり、各年度の病床機能報告数とは一致しない場合がある。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
全身麻酔手術件数	毎年度 2,600 件以上

- ② 日本海酒田リハビリテーション病院は、回復期医療と慢性期医療を担う。回復期医療では、在宅復帰に向けた医療及びADL（日常生活動作）の向上を目的としたリハビリテーションを提供する。慢性期医療では、長期にわたり療養を必要とする患者及び重度障がい者等の受入れを行う。

◆日本海酒田リハビリテーション病院（令和6年4月1日現在）

項目		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
許可病床数	療養病床	114床	114床	114床	114床
	合計	114床	114床	114床	114床
療養病床の機能別内訳	回復期	79床	79床	79床	79床
	慢性期	35床	35床	35床	35床
	休床	-	-	-	-
	合計	114床	114床	114床	114床
診療機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・回復期リハビリテーション ・在宅重症難病患者一時入院機能 ・臨床研修病院 など 				

（注）許可病床数については、病床規模の適正化等により変更する場合がある。

（注）療養病床の機能別内訳は中期計画策定時点での見込みであり、各年度の病床機能報告数とは一致しない場合がある。

【目標】日本海酒田リハビリテーション病院

目標とする指標	目標値
回復期リハビリテーション実績指数	毎年度40点以上

- ③ 日本海八幡クリニック等診療所は、それぞれの地域における唯一の医療機関として一次医療の提供及び地域住民への訪問看護等を提供する。また、地域の医療ニーズを考慮した体制でへき地医療を提供する。

◆日本海八幡クリニック（令和6年4月1日現在）

項目	概要
標榜科	内科、外科、整形外科、リハビリテーション科
診療機能等	<ul style="list-style-type: none"> ・運動器・呼吸器・脳血管疾患等リハビリテーション ・訪問診療、訪問看護（介護保険事業を含む）

◆升田診療所、青沢診療所（令和6年4月1日現在）

項目	概要
標榜科	内科

◆松山診療所、地見興屋診療所、飛鳥診療所（令和6年4月1日現在）

項目	概要
標榜科	内科、外科
診療機能等	松山診療所：訪問診療、飛鳥診療所の遠隔診療

ア 診療体制の充実

(ア) 救急医療

庄内二次医療圏で唯一の救命救急センターとして、地域に信頼される救急医療の提供に努めるとともに、一般社団法人酒田地区医師会十全堂と連携を図り、一次救急医療体制を支援する。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
地域救急貢献率	毎年度 32%以上

(注) 地域救急貢献率=(救急車来院患者数/二次医療圏内(庄内地域)救急車搬送人数)×100

(イ) がん医療

患者の状態に応じ、より適切で効果的ながん医療を提供するため、手術、放射線治療及び化学療法を効果的に組み合わせた集学的治療を提供する。また、緩和ケアセンターを中心とした体制のもと、早期に適切な緩和ケアの提供に努める。さらに、がん対策の進展に貢献するため、院内がん登録及び全国がん登録を実施する。

(ウ) 脳卒中・心筋梗塞等の心血管疾患

- ① 急性期医療において内科的・外科的治療を速やかに行い、機能回復のためのリハビリテーションの早期開始に努める。
- ② 脳梗塞の血栓回収療法等、脳卒中に対する適切な急性期医療の提供体制を維持する。
- ③ 酒田地区広域行政組合消防本部及び鶴岡市消防本部との連携により、12誘導心電図伝送装置を活用するなど、心筋梗塞等の早期診断に努める。

(エ) 糖尿病

医師、看護師及び管理栄養士等が協働して、治療又は生活習慣改善のため、糖尿病教室等の患者教育・指導を行う。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
糖尿病教室	毎年度 12 回以上

(オ) 精神疾患

地域の精神科病院等との役割分担及び連携を図りながら、身体合併症患者への診療等、総合病院として担うべき精神医療を提供する。

(カ) 小児・周産期医療

- ① 二次周産期医療機関として、他の医療機関との機能分担及び連携を図り、ハイリスク分娩の対応、母体搬送及び新生児搬送の受入れを行う。また、庄内地域における不妊治療の拡充を図るため、日本海総合病院内に新たに不妊治療の提供体制を構築する。
- ② 地域の住民が安心して出産し、かつ子育てができるよう良質な医療を提供するとともに、三次周産期医療機関である総合周産期母子医療センター及び地域

周産期母子医療センターとの連携を図る。

(キ) 回復期リハビリテーション

脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等により障がいが生じた患者のADLを改善し、早期に在宅療養又は社会復帰ができるよう、リハビリテーションを集中的に提供する。

(ク) 在宅医療支援及び療養支援

① 退院後、在宅療養へ患者が円滑に移行し、切れ目なくサービスの提供を受けられることができるよう、関係機関との連携を図り、入院初期から積極的に支援を行う。また、酒田市と連携し、地域における医療及び介護の総合的な確保の推進に努める。

② 在宅患者が安心して地域で療養ができるよう、在宅医療を行っている診療所等の患者で入院治療が必要となった患者の受入れ支援等を行う。

(ケ) 一次医療とプライマリ・ケアの提供、充実

へき地医療等、地域医療の維持・確保のため、診療所が設置されている各地域において、日常的な病気やけが等の患者に医療とプライマリ・ケアを提供し、必要に応じて高度及び専門医療機関等に紹介するなど連携を図る。

また、遠隔診療・オンライン診療等の活用を推進し、中山間地域において身体の状況や交通手段等で定期的な通院が困難な患者に対し、継続的な治療を行うことを目的に医療MaaS（Mobility as a Service）による医療提供体制の構築を図る。

イ 高度医療機器の計画的な更新・整備

高度専門医療等の充実のため、中期計画期間中における医療機器の更新・整備計画を策定するとともに、高額医療機器については、利用見込みや収支予測を行い計画的な更新・整備を行う。

ウ 災害への対応

災害拠点病院として機能するよう、定期的に災害対応訓練を実施するとともに、災害時に必要な医療物資等の備蓄を行う。大規模災害発生時には、県の要請等に基づき、DMAT（災害派遣医療チーム）等の現地派遣及びSCU（航空搬送拠点臨時医療施設）の運営に協力するなど医療支援活動を行う。また、医療物資備蓄機能等を有する施設の整備について検討する。

エ 新興感染症等の健康危機への対応

第二種感染症指定医療機関として感染症に迅速かつ的確に対応するため、受入体制及び備品等の整備に努める。

また、新興感染症の感染拡大等の健康危機事象の発生に備え、平時から病床等の確保、感染防護具等の備蓄、院内感染対策の徹底、クラスター発生時の対応方針の共有、検査体制の整備等に取り組むとともに、健康危機事象の発生時には、

関係機関と密接に連携しながら迅速な対応に努める。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
新興感染症の発生を想定した研修又は訓練	毎年度2回以上

オ 政策医療の実施

- ① 認知症疾患医療センターとして、認知症疾患に関する鑑別診断とその初期対応、周辺症状と身体合併症の急性期治療、専門医療相談等を実施する。
- ② 脳死下臓器移植について、臓器提供施設として定期的に研修等を実施する。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
脳死判定シミュレーション等臓器提供に係る研修	毎年度1回以上

(2) 医療従事者の確保及び資質向上

ア 医療従事者の確保・育成

- ① 高度専門医療等の安定的な提供を図るため、医師、薬剤師、看護師に加え、診療放射線技師、臨床検査技師等の医療従事者の適切な人員確保に努める。
- ② 医師の働き方改革に対応するため、看護師の特定行為研修修了者を積極的に活用するなど環境の整備を図る。
- ③ 初期臨床研修医及び専攻医（専門分野の研修医）を積極的に受け入れるなど、医師の確保に努める。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
初期臨床研修医マッチング	毎年度フルマッチ

(注) フルマッチとは、募集定員に対する充足率が100%であることをいう。

- ④ 教育・研修体制の充実及び自己研鑽・研究のサポート体制の充実等に努め、各職種の専門性の向上を図る。また、若手医師のスキルアップを図るため、指導医の確保等に努める。
- ⑤ 看護師や助産師の確保・育成のため、看護師等修学資金貸与制度を継続して実施する。
- ⑥ 看護師の資質向上のため、専門看護師資格及び認定看護師資格の新規取得のほか、看護師の特定行為研修修了者の増加を目指す。

【目標】法人全体

目標とする指標	目標値
特定行為研修修了者、専門看護師資格の新規取得者数又は認定看護師資格の新規取得者数	期間中5名以上
特定行為研修修了者	期間中4名以上

イ 事務職員の確保と専門性の向上

事務局体制強化のため、事務職員の適切な採用及び配置を行うとともに、研修会等への参加の奨励及び支援等により、専門性と資質の向上に努める。

ウ 職員の勤務環境の改善

① 医師の働き方改革を踏まえた適切な労務管理の推進、タスクシフト・タスクシェアの推進、柔軟な勤務形態の導入・活用等を図る。

【目標】法人全体

目標とする指標	目標
医師の時間外労働規制	毎年度 A 水準

② 職員が健康を維持し、また、業務に専念できるよう、定期健康診断等の実施のほか、ストレスチェックによるメンタルヘルス対策及びハラスメント対策の充実を図る。

③ 介護や子育て等、家庭環境に配慮した支援及び医師のキャリアパスに配慮した医師短時間正職員制度や育児部分休業等の制度の活用を推進し、さらに院内保育所の24時間対応や病児・病後児保育の継続等、働きやすい環境づくりを進め、職員のワーク・ライフ・バランスの向上に努める。

④ 医師事務作業補助者及び看護補助者等の適正な配置等により、医師をはじめ各職種 of 労働時間短縮・負担軽減を図り、効率的な業務遂行に努める。

(3) 医療サービスの効果的な提供

ア 地域連携の推進

① 地域医療構想の実現及び地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域医療連携推進法人「日本海ヘルスケアネット」への参画により、引き続き、人工透析の機能分担、地域フォーミュラの推進、参加法人間の人事交流、急性期機能の集約化、看護管理者間の連携強化等を行い、地域の医療機関及び介護・福祉施設等との連携を強化し、切れ目のないサービスの提供に努める。

さらに、医師派遣、地域医療情報ネットワーク「ちようかいネット」をはじめとしたICTの活用等により、地域及び医療圏を超えた広域的な医療連携の推進に努める。

② 地域の医療サービスを効果的に提供するため、連携協力医登録制度の活用等により、かかりつけ医への紹介等連携を図る。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
紹介率	毎年度 65%以上
逆紹介率	毎年度 95%以上

(注) 紹介率=(紹介患者数/(初診患者数-救急患者数))×100

(注) 逆紹介率=(逆紹介患者数/初診患者数)×100

イ 診療情報の共有化、地域連携クリティカルパスの活用

- ① 地域医療情報ネットワーク「ちょうかいネット」の拡大や活用促進に主体的に取り組み、他の医療機関や薬局、介護・福祉施設等との診療情報の共有化を推進する。
- ② 効率的で適切な医療を提供するため、地域連携クリティカルパスの活用を推進する。

ウ 医療DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

マイナンバーカードの健康保険証、電子処方箋及び医療MaaSをはじめとする遠隔診療等の利活用を促進するとともに、医療DXの推進により医療の質の向上、患者の利便性向上、働き方改革の推進等の取組を行っていく。

また、ICTを活用した医療・介護・福祉連携の推進を図る。

（4）教育研修事業の充実

ア 庄内地域における医療水準の向上

庄内地域における医療水準の向上に寄与するため、引き続き、関連大学の医学生を積極的に受け入れ、また、酒田市立酒田看護専門学校の実習施設として看護師を育成するなど、質の高い医療従事者の育成に努める。さらに、救急救命士の技能向上等が図られるよう、救急救命士への実習等を行う。

イ 住民意識の啓発活動

住民の健康意識の向上のため、関係機関と連携し啓発活動に努める。また、地域住民を対象としたセミナーの実施や、ウェブサイト及び広報誌「あきほ」等の活用により、それぞれの病院及び診療所の役割等に関する情報や医療等に関する情報を分かりやすく提供する。

【目標】法人全体

目標とする指標	目標値
病院広報誌発行回数	毎年度4回以上

3 患者・住民の満足度の向上

患者満足度調査等を実施し、院内環境等の快適性の向上、患者サービス向上に向けた取組を行う。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標値
入院患者満足度	毎年度96%以上
外来患者満足度	毎年度96%以上

(注) 入院患者満足度=(満足のいく治療を受けたと回答した入院患者数(満足+ほぼ満足)÷患者満足度の有効回答数(入院))×100

(注) 外来患者満足度=(満足のいく治療を受けたと回答した外来患者数(満足+ほぼ満足)÷患者満足度の有効回答数(外来))×100

4 法令等の遵守と情報公開の推進

- ① 職員に対する、法令及び倫理綱領並びに適正な病院運営と業務執行等におけるコンプライアンスの周知徹底に取り組む。
- ② 医療情報の開示については、山形県情報公開条例及び法人規程に基づき、また文書管理については、山形県公文書等の管理に関する条例に基づき、それぞれ適切に対応する。

5 医療安全対策の充実・強化

(1) 医療事故等の防止

住民に信頼される安全で安心な医療を提供するため、医療安全対策及び院内感染対策に関する研修を行うなど、診療プロセス全体におけるリスクマネジメントの強化を図る。

【目標】日本海総合病院、日本海酒田リハビリテーション病院

目標とする指標	目標値
医療安全対策に係る研修	毎年度2回以上

(2) 情報セキュリティ対策の強化

厚生労働省が定める医療情報システムの安全管理に関するガイドライン等を踏まえ、職員教育等による適切な情報管理やランサムウェア対策等、情報セキュリティの強化に努める。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 組織マネジメントの強化、災害発生時の業務継続性の確保

- ① 運営委員会、診療部運営会議、業務改善委員会、経営戦略会議等を通して内部統制の推進を図るとともに、自律性のある効率的な業務運営を行う。

【目標】法人全体

目標とする指標	目標値
内部監査	毎年度2項目以上

- ② 災害発生時でも医療提供機能が損なわれないよう、また万が一、一時的な機能低下状態に陥っても速やかに回復できるよう、非常時の業務マネジメント体制を整備しておくとともに、BCP（業務継続計画）に基づき業務の継続性を確保する。

2 診療体制の適正化、人員配置の弾力的運用

地域の医療ニーズ等に迅速かつ的確に対応するため、診療体制の適正化を図るとともに、適切かつ弾力的な医療従事者の配置により、効率的な業務運営に努める。

3 業務の効率化、職員の意欲向上

- ① 各種委員会等において、業務プロセスの見直しや課題等への対応を適切に行い、業務の効率化に努める。また、各業務においては、業務負担軽減に繋がるようタスクシ

フト・タスクシェアを推進する。

- ② 職員の能力や経験等を適切に評価し、昇任等に反映することで意欲向上を図るとともに、将来の病院運営を担う人材を育成する。

4 経営基盤の安定化

(1) 収入の確保

- ① 診療報酬改定等をはじめ各種制度の変化に迅速に対応するため、施設基準の取得や見直しを行うとともに、DPC係数等に対する分析及び評価を適切に行い、日本海総合病院では、DPC特定病院群の適用を維持し収益の確保を図る。

【目標】日本海総合病院

目標とする指標	目標
DPC特定病院群適用	期間中継続

- ② 退院時会計の推進等により未収金の発生防止に努め、また、未収金が発生した場合は、多様な方法により早期回収に努める。

(2) 費用の抑制

医療を取り巻く環境の変化や患者動向に対応し、給与水準や職員配置の適正化、業務の委託等により、人件費の適正化に努める。

また、材料費についても収益の状況を常に把握しながら費用削減に努め、医薬品においては、地域フォーミュラリの推進を図り、後発医薬品及びバイオシミラーの使用促進に努める。

【目標】日本海総合病院、日本海酒田リハビリテーション病院

目標とする指標	目標値
後発医薬品数量シェア率	毎年度 85%以上

(注) 後発医薬品数量シェア率=(後発医薬品/(後発医薬品のある先発医薬品+後発医薬品))×100

第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

効率的かつ効果的な経営を持続するため、日頃から経営状況の把握や情報共有等に努める。さらに今後の医療環境の変化に対応し、各年度における法人全体の経常収支比率、修正営業収支比率及び純資産額の目標を次のとおり設定するとともに、資金収支の均衡を図る。

【目標】法人全体

目標とする指標	目標値
経常収支比率	毎年度 100%以上
修正営業収支比率	毎年度 95%以上
純資産額	毎年度 前年度の額以上

(注) 経常収支比率=(経常収益/経常費用)×100

(注) 修正営業収支比率=(医業収益/営業費用)×100

中期目標を着実に達成するための予算、収支計画及び資金計画については、別表1～3のとおり見込むこととする。

また、各年度において的確な資金需要予測に基づく資金計画を立て、短期借入金の抑制に努める。

第5 短期借入金の限度額

- 1 限度額 4,000百万円
- 2 想定される短期借入金の発生理由
賞与の支給等による一時的な資金不足への対応

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余を生じた場合は、施設の整備・修繕、医療機器の購入、法人が負担する債務の償還、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

第9 料金に関する事項

1 使用料及び手数料

(1) 法令等に基づき算定する使用料及び手数料

病院を利用する者からは、使用料及び手数料として次に掲げる額を徴収する。

ア 健康保険法（大正11年法律第70号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）、介護保険法（平成9年法律第123号）その他の法令等に基づき算定した額

(2) その他の使用料及び手数料

前項の規定にない使用料及び手数料の額は、次に定めるところによる。

ア 山形労働局、地方公務員災害補償基金山形県支部その他の団体等との間における診療契約によるものについては、その契約の定める額

イ 前号以外にあっては、理事長が別に定める額

2 使用料及び手数料の減免

理事長が、特別の事情があると認めたときは、使用料及び手数料の全部又は一部を減免することができるものとする。

第10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 医療機器・施設整備に関する事項

- ① 医療機器・施設整備については、費用対効果、地域の医療ニーズ、他機関との機能分担、医療技術の進展等を総合的に判断し、費用の抑制に努めながら実施する。また、現有医療機器・施設を適正に管理し長寿命化に努める。

日本海八幡クリニック等診療所については、酒田市との協議に基づき医療機器・施設整備を図る。

- ② 高額な医療機器・施設整備の更新及び整備については、償還等の負担を十分に考慮し、中長期的な投資計画（整備計画）のもとに行う。中期計画期間に係る医療機器・施設整備に関する計画は、別表4のとおりとする。

2 法人が負担する債務の償還に関する事項

(1) 移行前地方債償還債務

別表4のとおりとする。

(2) 長期借入金

別表4のとおりとする。

3 積立金の使途

前中期目標期間の繰越積立金については、施設の整備・修繕、医療機器の購入、法人が負担する債務の償還、人材育成及び能力開発の充実等に充てる。

4 その他法人の業務運営に関する事項

- ① 酒田市、公益財団法人やまがた健康推進機構及び診療所等との連携により、がん検診をはじめ地域の検診体制の充実を図る。
- ② 病児・病後児保育については、「庄内北部定住自立圏形成協定」により、酒田市以外に在住の乳幼児等も受入れを行い、また、事前に医療機関の診察を受けていない利用者の受入れ及び保育園等からの送迎サービスを行う。

第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

【予算（令和6～9年度）】

（単位：百万円）

区 分	金 額				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
収入	26,399	28,389	28,205	28,051	111,044
営業収益	25,149	25,160	25,863	25,874	102,046
医業収益	23,695	23,690	24,376	24,370	96,131
運営費負担金	1,454	1,470	1,487	1,504	5,915
営業外収益	259	258	261	261	1,039
運営費負担金	35	34	37	37	143
その他営業外収益	224	224	224	224	896
資本収入	980	2,960	2,070	1,905	7,915
運営費負担金	565	478	401	612	2,056
長期借入金	415	2,482	1,069	1,293	5,259
その他資本収入	0	0	600	0	600
その他の収入	11	11	11	11	44
支出	26,382	28,646	27,633	28,176	110,837
営業費用	23,667	24,019	24,629	25,007	97,322
医業費用	23,491	23,843	24,453	24,831	96,618
給与費	11,344	11,496	11,650	11,808	46,298
材料費	7,725	7,715	7,949	7,937	31,326
経費	4,294	4,504	4,726	4,958	18,482
その他医業費用	128	128	128	128	512
一般管理費	176	176	176	176	704
営業外費用	72	68	74	73	287
資本支出	2,643	4,559	2,930	3,096	13,228
建設改良費	1,510	3,594	1,519	1,864	8,487
償還金	1,123	955	801	1,222	4,101
その他	10	10	610	10	640
その他の費用	0	0	0	0	0

（注）期間中の給与改定、物価の変動等は考慮していない。

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等と一致しないことがある。

（注）本表は中期計画策定時点での見込みであり、中期計画期間中に各年度で策定する年度計画の数値と一致しないことがある。

【人件費の見積り】

人件費の見積りについては、期間中総額46,298百万円を支出する。

なお、当該金額は、法人の役職員に係る報酬、基本給、諸手当、法定福利費及び退職手当の額に相当するものである。

【運営費負担金の算定について】

政策医療等の行政的経費及び不採算経費については、地方公営企業繰出金通知等を基準として、地方独立行政法人法の趣旨に沿って設立団体が運営費負担金として負担する。

なお、建設改良に要する長期借入金等の元利償還金に充当する運営費負担金については、経常費助成のための運営費負担金とする。

第 4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

【収支計画（令和6～9年度）】

（単位：百万円）

区 分	金 額				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
収入	26,032	26,007	26,715	27,018	105,772
営業収益	25,762	25,738	26,443	26,746	104,689
医業収益	23,695	23,690	24,376	24,370	96,131
運営費負担金	1,454	1,470	1,487	1,504	5,915
資産見返等戻入	613	578	580	872	2,643
営業外収益	259	258	261	261	1,039
運営費負担金	35	34	37	37	143
その他営業外収益	224	224	224	224	896
臨時利益	11	11	11	11	44
支出	25,363	25,836	26,658	27,002	104,859
営業費用	24,145	24,602	25,399	25,724	99,870
医業費用	23,969	24,426	25,223	25,548	99,166
給与費	10,096	10,248	10,403	10,559	41,306
材料費	7,023	7,014	7,226	7,216	28,479
経費	3,903	4,095	4,295	4,507	16,800
減価償却費	1,629	1,751	1,981	1,948	7,309
その他医業費用	1,318	1,318	1,318	1,318	5,272
一般管理費	176	176	176	176	704
営業外費用	1,190	1,206	1,231	1,250	4,877
臨時損失	28	28	28	28	112
純利益	669	171	57	16	913

（注）期間中の給与改定、物価の変動等は考慮していない。

（注）各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等と一致しないことがある。

（注）本表は中期計画策定時点での見込みであり、中期計画期間中に各年度で策定する年度計画の数値と一致しないことがある。

第4 予算（人件費の見積りを含む）、収支計画及び資金計画

【資金計画（令和6～9年度）】

（単位：百万円）

区 分	金 額				
	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
資金収入	34,514	36,485	36,005	36,384	(※)119,045
業務活動による収入	25,382	25,393	26,096	26,107	102,978
診療業務による収入	23,695	23,690	24,376	24,370	96,131
運営費負担金による収入	1,454	1,470	1,487	1,504	5,915
その他の業務活動による収入	233	233	233	233	932
投資活動による収入	565	478	1,001	612	2,656
運営費負担金による収入	565	478	401	612	2,056
その他の投資活動による収入	0	0	600	0	600
財務活動による収入	415	2,482	1,069	1,293	5,259
長期借入による収入	415	2,482	1,069	1,293	5,259
その他の財務活動による収入	0	0	0	0	0
前期間よりの繰越金	8,152	8,132	7,839	8,372	(※)8,152
資金支出	34,514	36,485	36,005	36,384	(※)119,045
業務活動による支出	23,739	24,087	24,703	25,080	97,609
給与費支出	11,344	11,496	11,650	11,808	46,298
材料費支出	7,725	7,715	7,949	7,937	31,326
その他の業務活動による支出	4,670	4,876	5,104	5,335	19,985
投資活動による支出	1,520	3,604	2,129	1,874	9,127
有形固定資産の取得による支出	1,510	3,594	1,519	1,864	8,487
その他の投資活動による支出	10	10	610	10	640
財務活動による支出	1,123	955	801	1,222	4,101
長期借入の返済による支出	1,123	955	801	1,222	4,101
その他の財務活動による支出	0	0	0	0	0
次期間への繰越金	8,132	7,839	8,372	8,208	(※)8,208

（注）期間中の給与改定、物価の変動等は考慮していない。

（注）（※）の合計金額は、各年度の金額の総和と一致しない。また、各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等と一致しないことがある。

（注）本表は中期計画策定時点での見込みであり、中期計画期間中に各年度で策定する年度計画の数値と一致しないことがある。

第 10 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

1 医療機器・施設整備に関する事項

【中期計画期間に係る医療機器・施設整備に関する計画】 (単位：百万円)

区 分	予 定 額	財 源
資本支出 建設改良費 施設整備 医療機器等 電子カルテ更新等	5,259 966 4,293	設立団体からの 長期借入金等

2 法人が負担する債務の償還に関する事項

(1) 移行前地方債償還債務

(単位：百万円)

区 分	前期残高	中期計画期間中償還予定額				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
法人計	56	21	4	4	4	33
日本海総合病院	56	21	4	4	4	33

(2) 長期借入金

(単位：百万円)

区 分	前期残高	中期計画期間中償還予定額				
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	計
法人計	7,201	1,172	1,019	870	1,290	4,351
日本海総合病院	6,514	1,128	974	824	1,243	4,169
日本海酒田リハビリテーション病院	687	44	45	46	47	182

議第45号

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（さかた海鮮市場）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次のとおり公の施設を利用させるものとする。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

施設名	箇所	面積	期間	相手方
さかた海鮮市場 酒田市船場町二丁目5番10号	1階	287.20 平方メートル	令和6年4月1日 から令和11年3月 31日まで	酒田市千石町二丁目 10番30号 株式会社菅原鮮魚 代表取締役 菅原和浩
	2階北側	110.77 平方メートル	令和6年4月1日 から令和11年3月 31日まで	酒田市船場町二丁目 5番10号 有限会社カネヤス 代表取締役 菅原和浩

（提案理由）

重要な公の施設である、さかた海鮮市場を使用者に長期かつ独占的に利用させるため、地方自治法第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議第46号

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（産直たわわ）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第11号の規定により、次のとおり公の施設を利用させるものとする。

令和6年2月21日提出

酒田市長 矢口明子

施設名	期間	相手方
産直たわわ 酒田市法連寺字茅針谷地 130番地の3	令和6年4月1日から 令和11年3月31日 まで	酒田市法連寺字茅針谷地 130番地の3 産直たわわ運営組合 組合長 堀 茂雄

（提案理由）

重要な公の施設である、産直たわわを使用者に長期かつ独占的に利用させるため、地方自治法第96条第1項第11号の規定により、議会の議決を求めるものである。

議第 4 7 号

重要な公の施設の長期かつ独占的な利用について（めんたま畑）

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 1 1 号の規定により、次のとおり公の施設を利用させるものとする。

令和 6 年 2 月 2 1 日提出

酒田市長 矢 口 明 子

施設名	期間	相手方
めんたま畑 酒田市飛鳥字堂之後 8 3 番地の 3	令和 6 年 4 月 1 日から 令和 1 1 年 3 月 3 1 日 まで	酒田市飛鳥字堂之後 8 3 番地の 3 ひらた農産物直売所 経営組合 組合長 阿曾 兼太

（提案理由）

重要な公の施設である、めんたま畑を使用者に長期かつ独占的に利用させるため、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 1 号の規定により、議会の議決を求めるものである。